

3. 救済機関の機能と組織のあり方

● 相談機能

原則として 18 歳未満の子どもを対象とし、いじめなどの深刻な相談はもちろん、現に悩み苦しむ子どもの状況を解決するため、できるだけ相談の対象を幅広く捉えて対応します。

ここでは、子どもの最善の利益を目指して、子どもたち自らが問題解決に向け自信を持って取り組んでいくことができるようにアドバイスする必要があります。

● 調査機能

個別救済に関する申立てに基づき、関係資料の提出や説明を求めることなどにより、事実確認の調査を行います。

なお、申立てがされない場合でも、救済機関の判断として調査する必要があると認める場合は、自己発意で調査を行う場合があります。

● 調整機能

申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんや仲介を行うなど、当事者の間に入って相互理解を深め、解決を目指します。

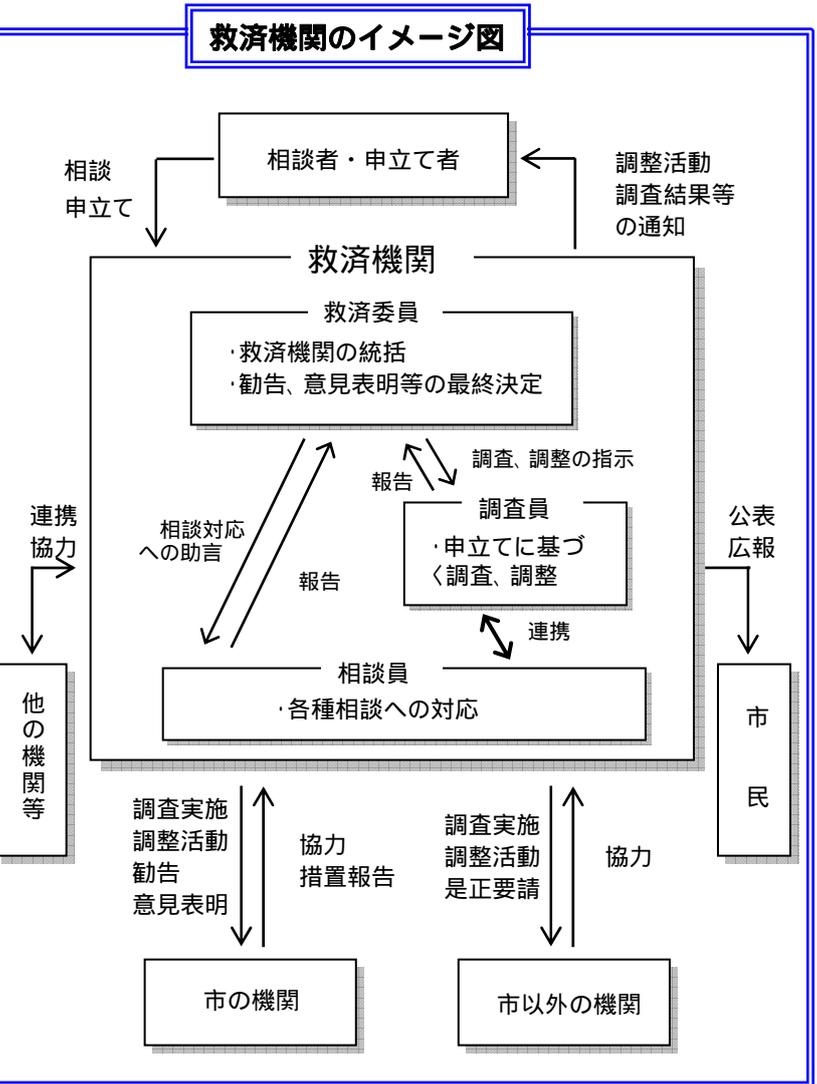
なお、申立てがなくても、必要に応じて相談の段階から事実上の調整活動を行う場合もあります。

● 勧告・意見表明・是正要請機能

勧告機能とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの、意見表明機能とは、市の機関に対し、制度や仕組みの改善を求めるもの、是正要請機能とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものです。勧告や意見表明を受けた市の機関は、救済機関に対し、措置した結果について報告をしなければなりません。

● 公表機能

市の機関に対する勧告や意見表明の内容等については、市民に公表することができます。また、市以外の機関に対する是正要請については、社会的に影響があると判断される場合、特定の個人・施設を明示しない方法で、公表することができます。



● 救済機関の組織のあり方

救済機関は、高い専門性と公平性を確保して、迅速に問題解決を図ることが求められます。したがって、札幌市の行政から一定程度の独立性を有した、独任制からなる機関を検討する必要があります。

また、組織を考えるに当たっては、「子どもの権利救済委員」が、相談から勧告等に至るまで、すべての段階に責任を持つことを明らかにした上で、その統括のもと、相談を主に担当する相談員、調査や調整を主に担当する調査員を配置する必要があります。これら三者については、連携、協力体制を十分確保しなければなりません。



● 他機関等との連携

札幌市にも、官民含めて既存の相談機関があり、それぞれの役割を果たしています。救済機関がより有効なものとなるため、各関係機関に救済機関の意義が認知され、具体的な事例が生じた際に、速やかな連携のもとで対応ができる体制を作っておく必要があります。

また、調査の実施段階から関係機関等の協力、援助は欠かすことができないため、事前の調整や連絡をしっかりと行うとともに、定期的な情報交換の機会を設けることも必要です。